

必置資格等の見直し

各省庁は、必置資格等のもたらす社会的利益等のメリットと経済的コスト等のデメリットの比較衡量を含めた合理的かつ総合的観点から、個々の制度の在り方及び細部の規制内容について、下記に列挙する点を含めて早急に見直しを行うこととする。具体的には、必置資格等について、順次見直しを行い遅くとも平成13年度中に、下記に列挙する諸点を含めて見直しを行い所要の措置を講ずることとする。

形骸化・形式化しているなど制度を存続させることについて合理性に疑問があるものは廃止を含めその在り方を抜本的に見直す。

プロセス概念に基づくマネジメントシステムの確立など代替手法の導入によってより効果的・効率的に政策目標を達成し得る場合は、代替手法の導入と併せて必置資格等を撤廃・緩和する。

資格者を置くべきとされる事業場等の単位（必置単位）及び置くべきとされる人数（必置人数）並びに資格者の業務範囲等について、技術の進歩等の状況変化を踏まえ、数値基準や定義が長期間改定されていないもの等の見直しを行う。

必置単位や資格者の業務範囲等が余りにも細分化されているものは、これらの単位・範囲の統合、拡大等を積極的に図る。

制度の目的とのバランスを損なわない範囲で、資格者が複数の必置単位を兼務又は統括し得る制度を積極的かつ横断的に導入する。また、既に兼務又は統括が可能となっている資格についても、その条件の一層の緩和を検討する。

制度の目的とのバランスを損なわない範囲で、資格者を選任する代わりに資格者の果たすべき業務を外部に委託することを積極的に認める。特に、商法上の親会社と子会社との間や、一括して様々な管理業務を受託している管理会社等に在籍する有資格者については、必置規制を満たすものとして扱うよう横断的に制度を見直す。なお、委託先について公益法人要件等を課している場合には、合理性、公平性、公正有効な競争の確保等の観点から、民間企業等への外部委託も許容するように見直しを行う。

必置資格等の性格や位置付けが必ずしも明確でない結果、政策目標の効果的・効率的な実現が困難となっている場合には、資格者等の職務が効果的に遂行され得るよう、当該資格の在り方について見直しを行う。

資格の取得に際し一定の実務経験要件を課しているもの（受験・受講資格要件を含む。）については、それが合理的かどうか見直しを行うとともに、余りに長期の実務経

験要件を課しているものについては、その期間短縮を図る。その際、例えば、当該実務に限定しない関連職務の経験年数等の加味あるいは試験・講習との組合せ等により、能力・資質等の確認を行うことも検討する。

また、受験資格、受講資格として一定の実務経験を課しているものについては、合理的なもの以外はその要件を撤廃し、代わりに資格取得要件として受験・受講の前後を問わず一定の実務経験を求めることで、必要な能力・資質の確認を適正に行いつつ、資格取得希望者の受験・受講の機会を広げることを検討する。

必置資格等の業務内容と直接関係のない学歴等の資格取得要件（受験・受講資格要件を含む。）は、明確で合理的な理由のない限り廃止する。

資格取得の要件として試験の合格や講習の受講が規定されているにもかかわらず、かかる試験又は講習が毎年実施されていないものは、試験・講習の実施頻度の増加を図る。

試験・講習について合否判定基準の公表、科目別合格制の導入、試験問題の公表・持ち帰りの推進、講習時間・期間の短縮、通信教育の導入、受験料・講習料の積算根拠の精査を行うなどにより、資格取得の要件等について、その目的・効果を確保しつつ、受験者・受講者等にとって透明性が確保されるとともにより利便性が高く負担の少ない制度となるよう改善を図る。

また、資格を取得しようとする者の利便性を高めるため、各省庁のホームページに、所管の資格制度についての概要、資格取得方法、試験・講習の実施機関を掲載する。

関連又は同種類別の資格等については、資格の統合や業務の相互又は一方的乗り入れを積極的に推進することを検討するとともに、求められる能力・資質の確認を適正に行いつつ、合理的な範囲内で試験・講習科目の共通化・免除、履修科目の免除等を進める。

受験資格及び資格取得に係る特例措置の基準について、明文化・公表を進める。また、合理的でないと考えられる特例措置については、是正を含めその在り方を見直す。

障害を理由とする欠格事由については、政府の障害者施策推進本部決定に沿って所要の措置を講ずる。

資格の有効期間又は定期講習の義務付けについて、資格者等に過度の負担を与えているなど合理性がないと判断される場合は、制度の廃止や他の手段への変更、講習期間・費用の軽減などを含め、その在り方を見直す。

業務の独占に伴う弊害の除去と民間資源の活用によって受講者の利便性の向上を図る観点から、講習事務については公益法人に限定しない複数の民間団体への委託が可能な制度とするよう検討を行う。

規制の国際的整合化の観点から、個々の必置資格等について諸外国の類似の制度内容を調査し、制度の不断の見直しにおける重要な参考とする。

また、外国制度との相互乗り入れなど、経済の国際化に即して必要な措置を講ずる。
資格者として選任された者が他の業務を行うことを禁止・制限する専任規定については、当該資格者の業務内容・業務時間等にかんがみ真に必要な場合を除き、その在り方を見直す。

(注) 上記の見直しに当たっては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革についての第2次見解第3章2 - 2の指摘及び規制改革についての見解第2章15 - 2の指摘を踏まえるものとする。